

第18回統計委員会 議事概要

1 日 時 平成21年1月19日(月) 15:00~15:50

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部センサス統計室長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 部会の設置について
- (2) 諮問第11号の答申「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」
- (3) 諮問第12号の答申「2010年世界農林業センサスの計画について」
- (4) 諮問第14号「日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について」
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 部会の設置について

竹内委員長から、資料1により統計委員会部会設置内規の改正案について説明があった後、案のとおり決定され、本委員会の下に新たに統計基準部会が設置されることになった。

- (2) 諮問第11号の答申「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」

人口・社会統計部会の阿藤部会長から、資料2に基づき、答申案の内容等の説明が行われ、質疑の後、「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」の答申は、資料2の案のとおり採択された。各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ 全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査の間で同様の事項を統合集計し、その結果を参考系列として公表するとしているが、公表された統計は参考系列とは言え広く利用されることになるため、仮に精度上の問題があることが判明した場合は、公表の仕方を工夫するなど、方針を変更する必要がある。
- ・ 全国消費実態調査について、統計体系上、どのような意味を持つべきなのかを考えるべき。本調査は、世帯収入、資産等も調査していることから家計に関する構造統計、一方、家計調査等は家計に関する動態統計等と位置付けることも考えられるが、こうした整理が適当なのかどうかを明確にする必要がある。
- ・ 国民経済計算の推計において全国消費実態調査は、年次推計に活用されておらず、当該調査をベンチマークとして消費統計を作っていくことは大きな課題として今後検討していくべきである。
- ・ 全国消費実態調査について、家計の所有する資産に関する調査との位置付けを明確化し、関係の調査事項の充実を図ることも考えられるのではないか。

上記意見に対して、全国消費実態調査を所管する総務省統計局から以下の意見が述べられた。

- ・ 家計調査は、速報性等を重視し小規模で実施せざるを得ないことから、詳細な地域別の実態や特定の属性を持った世帯等に係る情報を把握することができない。このため、5年に1回、全国消費実態調査を比較的大規模な形で実施し当該情報を把握しており、両調査の体系的な位置づけは明らかになっているものと考えている。
- ・ 全国消費実態調査は、世帯を対象とした標本調査であり、それをマクロ統計として使うには限界がある。国民経済計算においてはその限界を理解しながら使う必要があるだろう。

(3) 諮問第12号の答申「2010年世界農林業センサスの計画について」

産業統計部会の舟岡部会長から、資料3に基づき、答申案の内容等の説明が行われ、質疑の後、「2010年世界農林業センサスの計画について」の答申は、資料3の案のとおり採択された。各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ 個人情報保護意識の高まりに伴い地方公共団体が保有する業務記録情報が統計作成に使いにくくなったということについては、基本計画の答申審議の際にも同様の問題があり、その時には地方公共団体が参加する協議会において、地方公共団体に統計利用への理解を深めていただくという取組を行うこととなった。したがって、本件でもこうした取組の可能性がポイントになると思う。
- ・ 地方公共団体が保有する業務記録情報の活用については、昨年、住宅・土地基本調査の答申審議の際の部会長報告においても、当該活用による調査精度の向上や報告者負担の軽減の観点から、その検討の必要性を指摘しているところであり、統計委員会において、ある時点で本格的に検討する機会を持つことが必要である。
- ・ 是非、地方公共団体が保有する業務記録情報の活用が可能となる枠組みを作っていただきたい。

(4) 諮問第14号「日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について」

林総務省調査官から、資料4に基づき、諮問内容等の説明が行われた後、本諮問に対する答申が、

資料5の案のとおり採択された。

(5) その他

次回の委員会は平成21年2月9日(月)に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>